

# 機密保持契約

## 第1条(目的)

①本契約は、開示者が被開示者に開示する本件機密情報(次条に定義)を以下の目的(以下、「開示目的」という。)のためのみに利用し、開示者の事前の書面による許可を得ずに第三者に開示・漏洩せず守秘すべきこと、およびその取り扱い等について定める。

目的:乙から甲へのウェブサイト制作および運用に関する業務

②本契約は、本件機密情報に関わる発明、考案、創作、標章、ノウハウ等の実施(使用)権又は業務委託、請負等の契約(以下「関連契約」と称する)が締結された場合、当該関連契約を補完する。

## 第2条(本件機密情報)

①本件機密情報とは、主として技術情報、技術資料、ノウハウを対象とするが、それに限定されることなく、電子メールの情報、ウェブサイトからの問い合わせ履歴、一般に未公開の情報等他に漏洩されれば開示者の損失となる技術上、営業上その他の一切の情報であって、契約日から本契約が満了又は合意解約により終了するまでの期間中に開示者が被開示者に対して「機密」と明示して開示した次の情報をいう。

一、図面文書等の有体物で開示される場合には、図面、文書に記載された情報、電磁的記憶媒体に化体された情報、機器、装置、部品等の有体物の形状・構造・機能・作用等の情報。

二、口頭により開示される場合には、開示後30日以内に書面化された情報。

なお、ここで「書面化」とは本件機密情報の開示日時、主要な内容、開示者、被開示者、開示場所、開示の経緯等を記載した書面を開示者が被開示者に対して発行することをいう。

②本件機密情報には、被開示者が開示目的の達成のために開示者の事務所に出入りした際に見聞きし又は知得した、開示者に関連するあらゆる情報(開示者が機密である旨を明示しているかどうかを問わない)が含まれるものとする。

③前二項の規定にも拘らず、開示者が開示した本件機密情報が以下の各号のいずれかに該当することを、被開示者において証明したものについては、その証明と同時に本件機密情報から除かれる。

一、すでに公知、公用の情報。

二、開示後開示者の責によらず公知、公用となった情報。

ただし、当該公知となったのが、第三者が開示者又は開示者から直接にもしくは間接的に当該情報の開示を受けた別の第三者から課せられた秘密保持義務に違反して当該情報を開示又は漏洩したことに起因しないことを被開示者が証明しない場合は、本号は適用されない。

三、開示を受けた時にすでに知得していた情報。

四、開示を受けた後、正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなしに入手した情報。

ただし、当該入手に至る以前に、別の第三者が開示者又は開示者から直接にもしくは間接的に当該情報の開示を受けた別の第三者から課せられた秘密保持義務に違反して当該情報を開示又は漏洩した経緯が存在しないことを被開示者が証明しない場合は、本号は適用されない。

五、法令により、さらに守秘義務を負わせることなく、かつ無制限に、公に開示することが義務づけられた情報。

六、被開示者が、開示された情報に一切アクセスせず、それと無関係に開発、創作した情報。

七、甲乙が本件機密情報から除かれることを相互に確認した情報。

## 第3条(本件機密情報の価値)

被開示者は、すべての本件機密情報が財産的価値を有する開示者の営業秘密であり、本件機密情報に関連する全ての法益(所有権、知的財産権等を含むが、それらに限定されない)が開示者に帰属することをここに確認する。

さらに、被開示者は、本件機密情報に対して開示者の有するいかなる法益(所有権、知的財産権等を含むが、それらに限定されない)も一切侵害しないことを約束する。

## 第4条(秘密保持期間)

被開示者は、開示者から開示された各々の本件機密情報を、それぞれ当該本件機密情報が本契約第2条第3項により本件機密情報から除かれたときまでの期間中を通じて、次条および第6条の規定に従って取り扱うものとする。

## 第5条(本件機密情報の開示)

①被開示者は、本件機密情報を被開示者の役員および／又は従業員に開示する場合、開示目的を達成するために必要な範囲内の者に限定して開示するものとする。

この場合、本件機密情報を知った被開示者の役員および／又は従業員が本件機密情報を漏洩しもしくは開示目的以外に利用しないよう、監督その他必要な措置を講ずるものとする。

②被開示者が開示目的を履行するために本件機密情報を第三者に対して開示する場合には、開示者の書面による事前の許可を得なければならない。

③被開示者が前項の規定に基づき開示者の許可を取得した後、本件機密情報を第三者に対して開示しようとする場合には、被開示者は、開示に先立ち、予め開示者の承認を受けた形式および内容の機密保持契約を当該第三者と締結し、当該契約書の写しを開示者に提出するものとする。

なお、当該機密保持契約の内容は、少なくとも本契約に基づき、被開示者が開示者に対して負担するのと同じの義務を当該第三者に対して課するものでなければならない。

## 第6条(権利)

①すべての秘密情報は、開示当事者の財産権に属する。開示当事者による秘密情報の開示は、開示当事者の特許権、著作権、商標権、トレード・シークレット等の開示情報に関連する権利を受領当事者に対して許諾することを意味するものではない。受領当事者は、秘密情報の全てについての財産的権利は開示当事者に帰属するものであることを確認する。

②秘密情報につき本件使用目的が消滅した場合又は開示当事者より要求がある場合、受領当事者は、開示当事者の指示するところに従い秘密情報を開示当事者に引渡し又は破棄するものとする。受領当事者は、秘密情報を、本件使用目的のためにのみ使用することができ、本契約に明記されていない限り、これを開示、複製、要約、又は配布することができないものとする。

③実務上の協議で生じた特許を受ける権利その他の知的所有権の取り扱いについては、別途個別契約にて取り決めるものとする。

## 第7条(遵守事項等)

①被開示者は、本件機密情報を、開示目的以外のいかなる目的にも使用又はその他利用してはならない。

②被開示者は、本件機密情報を前条第一項又は第二項の規定により開示する場合の他、その他の者に開示しないものとする。

③被開示者は、本件機密情報を滅失、毀損、窃取されないように善良な管理者の注意をもって取り扱うものとする。

④被開示者は、本件機密情報を複製したり解析したりしないものとする。

⑤被開示者は、本件機密情報を冒用し、そのまま又はこれに補足する等して完成させ、これを工業所有権として冒認登録出願し又は著作権登録申請しないものとする。

## 第8条(被開示者の責任)

①開示者は、被開示者が前二条の規定に違反した場合、本件機密情報を開示者の事前の同意なく第三者に開示した場合、又は開示者の事前の同意なく本件機密情報を開示目的以外に使用・利用した場合には、損害賠償、差止請求その他あらゆる法的救済を求めることができるものとする。

開示者は、当該法的救済を求めるために要した弁護士費用、証人費用、証拠収集費用およびその他の訴訟遂行上の全ての合理的費用を、被開示者に対して損害賠償の一部として請求することが出来るものとする。

②開示者は、第5条第二項の規定により被開示者が開示者の許可を得て本件機密情報を開示した第三者が課された義務に違反したときは、当該第三者の義務違反を本契約条の被開示者の義務違反とみなして、被開示者に対してその責任を問うことができるものとする。

受領当事者は、金銭的な損害賠償が秘密情報の不正な開示につき十分な救済方法とはなり得ないことを承認し、開示当事者が、管轄裁判所が適切であると判断する内容の差止命令又はその他法律上可能な救済を受ける権利を有することを確認する。

なお、被開示者の役員および従業員の義務違反についても同様とする。

#### 第9条(期間)

①本契約は、本契約締結日から1年間効力を有する。

ただし、甲又は乙より相手方に対して期間満了前1ヶ月前迄に本契約の更新を拒絶する意思表示がなされない限り本契約はさらに一ヵ年更新するものとし、その後もこの例による。

②前項の規定は、甲乙の合意により本契約をその期間満了前に解約することを妨げない。

#### 第10条(本件機密情報の返還)

被開示者は、開示者から書面で要求があった場合、又は関連契約の終了、開示目的の達成もしくは達成不能により本件機密情報を所持する必要がなくなった場合、又は本契約が期間満了もしくは合意解約その他の事由により終了した場合には、本契約に基づき有体物の形態で開示された本件機密情報および第2条第一項第二号の規定に基づき書面化された本件機密情報(それらの複製物を含む)を直ちに開示者に返還するか又は開示者の指示に基づき破棄するものとする。

#### 第11条(余後効)

①本契約が満了又は合意解約その他の事由による終了した場合、当該終了時点において本契約第2条第三項により本件機密情報から除かれていない本件機密情報に関しては、同条項により本件機密情報から除かれるまでの期間中、被開示者はいかなる目的のためにも、又いかなる態様でも一切使用又は利用しないものとする。

②本契約終了後も、本契約第1条2項、第2条、第3条、第4条、第7条第4項、同条第5項、第8条および本条は、なお引き続き甲乙間において効力を有し、被開示者を拘束することとする。

#### 第12条(付則)

本契約締結前に甲乙間で締結された双務的、片務的機密保持契約がある場合、本契約は、当該契約に重畳的に適用されるものとする。

#### 第13条(規定なき事項)

甲および乙は信義誠実の原則に従って本契約の条件を履行するものとし、本契約に規定のない事項は全て甲・乙両者の協議により定めるものとする。

#### 第14条(裁判管轄)

本契約に関する訴訟の管轄裁判所は、名古屋地方裁判所もしくは東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約成立の証として各々1通を保有する。